

性犯罪の再犯防止の取組に対する支援
の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであるため、国は、性犯罪をした者に対し、矯正施設等において再犯防止の取組を実施するとともに、出所後も地方公共団体において取組を継続できるようガイドラインを示している。

しかしながら、取組の継続に当たって、地方公共団体が対象者の把握・確認のために必要な情報を収集することは容易ではなく、一部の都道府県では、出所後に住所等の届出を求める条例を独自に制定する動きもあることから、個人情報情報の適正な取扱いを確保しつつ、各地方公共団体で再犯防止に取り組めるよう、国による仕組みづくりが求められている。

また、矯正施設等で行われる取組は、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムであり、一貫した治療、支援等の実施が再犯防止に有効であることから、出所後も地方公共団体において取組を効果的に続けるためには、専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、性犯罪の根絶に向けて、社会全体で再犯防止に取り組むため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 矯正施設等において再犯防止の取組を実施する際に、出所後も継続する意義について啓発し、地方公共団体による円滑な取組につなげること。
- 2 地方公共団体において再犯防止の取組を実施する際に、対象者の把握・確認のために必要な住所等の情報を提供する方法を検討すること。
- 3 地方公共団体において、性犯罪の再犯防止に関する知見に基づいた取組を実施できるよう、専門人材の確保・育成に向けた施策を講ずること。